

○財務省告示第三百一号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項の規定に基づき、令和五年の同項に規定する平均貸付割合を次のように告示する。

令和四年十一月三十日

財務大臣 鈴木 俊一

年〇・四パーセント